

【お 知 ら せ】

厚生労働省より院内掲示が義務付けられている手術実施件数

(医科点数表第2章第10部手術の通則5及び6に掲げる手術)

〔対象期間：令和 6年 1月～令和 6年12月〕

・区分1に分類される手術		手術の件数
ア	頭蓋内腫瘍摘出術等	4
イ	黄斑下手術等	0
ウ	鼓室形成手術等	0
エ	肺悪性腫瘍手術等	0
オ	経皮的カテーテル心筋焼灼術	0
・区分2に分類される手術		
ア	靭帯断裂形成手術等	0
イ	水頭症手術等	25
ウ	鼻副鼻腔悪性腫瘍手術等	0
エ	尿道形成手術等	23
オ	角膜移植術	0
カ	肝切除術等	0
キ	子宮附属器悪性腫瘍手術等	0
・区分3に分類される手術		
ア	上顎骨形成術等	0
イ	上顎骨悪性腫瘍手術等	0
ウ	バセドウ甲状腺全摘（亜全摘）術（両葉）	0
エ	母指化手術等	0
オ	内反足手術等	2
カ	食道切除再建術等	0
キ	同種死体腎移植術等	0
・区分4に分類される手術		
	腹腔鏡下鼠径ヘルニア手術（両側）	36
	腹腔鏡下試験開腹術	1
	腹腔鏡下噴門形成術	12
	腹腔鏡下腸管癒着剥離術	1
	腹腔鏡下虫垂切除術（虫垂周囲膿瘍を伴わない）	3
	腹腔鏡下先天性巨大結腸症手術	1
	腹腔鏡下腎盂形成手術	4
	腹腔鏡下腔停留精巣陰嚢内固定術	2
	卵巣部分切除術（腔式を含む）（腹腔鏡）	1
・その他の区分に分類される手術		
	人工関節置換術	0
	乳児外科施設基準対象手術	4
	ペースメーカー移植術及びペースメーカー交換術	4
	冠動脈、大動脈バイパス移植術（人工心肺を使用しないものを含む。）及び体外循環を要する手術	75
	経皮的冠動脈形成術、経皮的冠動脈粥腫切除術及び経皮的冠動脈ステント留置術	0

北海道立子ども総合医療・療育センター